

阿久根市地域公共交通計画策定調査業務 仕様書

1 業務名

阿久根市地域公共交通計画策定調査業務

2 目的

阿久根市における65歳以上の老年人口割合は、41.8%（令和2年国勢調査）に達し、県平均（32.5%）、全国平均（28.6%）と比較しても高齢化が進行しており、特に市内周辺部の農村地域や中山間地域においては、市街地に比べ一層高齢化が進んでいる状況にある。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせない条件の一つであるが、人口減少による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の維持は容易ではなくなってきている。

このことから、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保や、公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保は、今後さらに深刻な問題となっていくことが予想される。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらす。

こうした状況を踏まえ、平成23年度に策定した阿久根市地域公共交通総合連携計画の見直しを行い、本市の交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を新たに策定し、この計画を基にまちづくり・観光・福祉と連動した持続可能な運送サービスの提供に取り組んでいくこととする。

3 定義

本仕様書及び本業務における用語の意義は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に規定するところによる。

4 参考図書

本業務に当たっては、次の図書を参考にすること。

- ・地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第2版（令和3年3月・国土交通省）

5 業務内容

(1) 計画準備

受託者は、本業務の作業を円滑に進めるため、契約後速やかに仕様書等に示す業務内容を確認し、本業務の目的を理解した上で、技術者の配置計画や連絡体制、業務の具体的な進め方、品質管理・照査の手法及び実施工程等に関する業務計画書を作成する。

(2) 法律の改正、関連事業等の整理

令和2年度に活性化再生法が改正され、地域公共交通計画の策定が地方公共団体の

努力義務となり、同計画の普及と実効性の確保が促進されることとなった。

本業務で作成する「地域公共交通計画」を検討する上での、改正ポイント、計画策定後に活用できる補助事業メニューを整理し、本市で活用する事業内容を確認する上での基礎資料とする。

また、全国で行われている最新モビリティサービス導入事例、最新技術の整理を行う。

(3) 地域概況に関する整理

ア 市の現況に関する整理

本市の上位関連計画、既存資料・データ等を基に、次の項目について地域特性を整理する。

- ・ まちづくりビジョンや都市計画マスタープランなど上位計画・関連計画の公共交通政策の位置付け
- ・ 人口（構成・分布）及び土地利用、都市機能配置等の状況
- ・ 地区別の移動実態（買物・通院・通勤・通学等の日常生活での移動）
- ・ バス停等（300m等）エリア内の人口分布、地形（坂・バリア等）など

イ 地域交通資源の現状整理

本市の公共交通利用実績データ等を活用し、交通機関の利用状況について把握するとともに、隣接市や鹿児島市などの県内主要地点との地域間との連絡についても整理する。

また、公共交通の維持・確保は、今後厳しくなることを踏まえ、公共交通以外の交通資源の状況等の整理も合わせて行う。

- ・ 路線別の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況
- ・ 路線・系統別の評価（利用者数、利用目的、サービス水準など）
- ・ 交通結節点の把握と利用状況
- ・ 交通空白・不便地域の状況
- ・ 公共交通以外の交通資源の運行状況確認 など

ウ 地域特性の整理

上記ア、イの既存資料・データ等の整理結果を基に、現状及び将来の地域特性を整理し、地域公共交通計画を検討する上での基礎データとする。

(4) 地域交通に関する実態、ニーズ把握調査

ア 公共交通利用者アンケート調査

市内を運行する路線バス等の利用実態等を把握するとともに、利用者ニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施する。

アンケート調査実施に当たっては、公共交通事業者等の協力の下、調査票の直接配布・直接回収及び調査員によるカウントを実施する。

イ 市民アンケート調査

公共交通を利用しない非利用者層を対象に、利用しない具体的理由の把握、公共交通に対する将来的な利用ニーズ、本市の交通計画の方向性、将来のあり方について確認するため、市民アンケート調査を実施する。調査実施に当たっては、年齢層や居住地域等を考慮した有意な母集団を決定の上、偏りが生じないよう無作為抽出

し、郵送による配布・回収又はインターネットで実施する。母集団ごとの回収数は、許容誤差5%以下、信頼度95%以上として決定すること。ただし、本市全体での最低回収数は400とし、不足する場合は追加調査を行うこと。さらに、必要に応じて地域へのヒアリング調査等により地元の意向を把握すること。

なお、アンケート様式の作成・配布・回収に要する費用は受託者の負担とする。

ウ 公共交通事業者等関係機関ヒアリング調査

計画を検討する上で、公共交通事業者等の経営の方向性、市関係課の政策連携可能な事業等の確認を行い、地域公共交通計画に反映する必要がある。

本調査では、庁内関係部署（環境・福祉・建設・観光・教育）、公共交通事業者等（教育、福祉、物流等、輸送に関する事業者を含む）、拠点施設（商業施設・病院・観光施設等）を対象に訪問形式による聞き取り調査を実施する。

エ 地域交通を取り巻く問題点・課題及び解決の方向性等

上記ア～ウの調査結果を踏まえ、本市の公共交通を取り巻く問題点、課題、今後のまちづくりの変化、観光との連携を想定した地域交通に求められる役割、機能・サービスの検討を行う。

公共交通の問題点、課題をカバーする地域交通資源の有無、活用を踏まえた課題解決に向けた方向性、あり方について整理を行う。

(5) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

ア 基本方針等の検討

本市の課題に対応するために、本計画の役割、基本的な考え方等、上位計画及び関連計画と整合する基本方針及び目標の検討を行う。

イ 施策の検討

既存の輸送資源を最大限活用する施策に加え、今後、新たな交通サービスの導入の可能性及び導入に係る施策を必ず検討し整理する。また、目標及び数値目標の実現に向けたロードマップの作成を行う。なお、路線バス等の公共交通のほか、スクールバス等、全ての輸送資源を勘案した上で無駄のない交通体系の整備を検討する。

ウ 重要評価指標の検討

施策の進捗管理のため、継続的なモニタリングを行う必要があることから、本市の特性を踏まえた重要評価指標（KPI）等及び検証方法を検討する。

エ 本計画案のとりまとめ

活性化再生法に定められた必要な事項を踏まえ、本計画をとりまとめる。

(6) 阿久根市地域公共交通活性化協議会の運営支援（3回開催）

阿久根市地域公共交通活性化協議会（以下「会議」という。）で使用する資料の作成、会議録の作成等を中心に、会議運営の支援を行う。なお、業務期間における会議は3回を予定している。

(7) 報告書作成

(1)～(6)の結果を、報告書としてとりまとめる。

(8) 打合せ協議（5回以上）

業務着手時1回、中間3回以上、最終納品時1回の計3回以上、打合せ協議を行う。その他必要な場合は、速やかに打合せを行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインによる打合せ協議も可とする。

6 業務期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

7 成果品

ア 業務報告書，調査資料等の参考資料一式

イ 地域公共交通計画50部

ウ 地域公共交通計画（概要版）50部

エ 上記ア～ウの電子データ一式

※ 電子データについては、PDF及び加工可能なデータ（Word, Excel 等）で作成したものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、原則、第三者に対し業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 本仕様書及び実施要領に記載のない事項については、委託者と協議すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染防止策等について、常に最新の情報を収集し、感染の防止に最大限努めること。
- (4) この仕様書による成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。